

## 資料2 各ヒアリング対象団体の意見概要等

	ページ
「茨城県動物愛護推進計画」の策定概要について (平成15年5月策定)	・・・6
東京都動物愛護推進総合基本計画(ハルスプラン) (平成16年3月策定)	・・・9
動物愛護管理法の一部を改正する法律の施行等のあり方 (基本指針についての意見及び要望) 社団法人 日本獣医師会	・・・10

別配布

動物との共生を考える連絡会

## 「茨城県動物愛護推進計画」の策定概要について

### 1 策定のきっかけ

平成12年「動物の愛護及び管理に関する法律」が改題施行され、従前にも増して「動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発の推進」が県の責務として求められる。動物愛護思想の浸透程度を推し測る指標としての犬・ねこの引取り頭数は1万6千頭（H13年）と全国第2位の状況であり、特に子犬・子ねこの引取り頭数が多く、処分せざるを得ない犬・ねこの絶対数を減少することが課題であった。

動物愛護推進員（H13，12月に132名に委嘱）から条例等に盛り込む様要望。動物愛護推進方法の戦略的方向付けと、施策の基本方針を策定する必要性があった。動物愛護推進拠点の整備（将来構想）

### 2 策定の方法

平成14年度茨城県動物愛護推進事業（重要政策・新規）（既定内2百万円）

「茨城県動物愛護推進計画（人と動物の共生プラン）」策定事業

茨城県動物愛護推進計画策定委員会の設置（要項）

動物に関する専門家を含めた有識者等による策定委員会を設置し、動物愛護の普及啓発方策や動物の適正飼養の推進方策等、本県の動物愛護推進施策の基本方針を策定する。

検討事項

- ・ 県民意識の啓発、動物愛護を担う人づくり方策
- ・ 動物愛護団体の育成と強化方策
- ・ 動物愛護のルールづくり、人と動物に共通する病気に関する必要な調査研究
- ・ アニマルセラピーや介助犬の育成支援方策
- ・ 犬猫引取り業務の見直し（有料化と妥当な手数料の設定）
- ・ 動物愛護を推進するための数値目標の設定
- ・ 「学校獣医師」制度の創設を踏まえた教育現場との連携方策

委員会の構成メンバー

- ・ （財）日本動物愛護協会理事長（県自然博物館館長）・（社）茨城県獣医師会長
- ・ 日立市かみね動物園長・動物愛護に関するNPO法人の代表・教育機関代表
- ・ 報道機関代表・地域活動団体代表・動物愛護推進委員代表・行政機関代表
- ・ 県保健福祉部長（13名）

委員会開催（5回程度・原則公開）

第1回 H14. 6 委員会の進め方、本県の動物愛護行政の現状

第2回 H14. 8 動物指導センター現況調査、項目別の課題検討

第3回 H14. 10 項目別の課題検討、論点整理

- 第4回 H14.12 栃木県動物愛護センター業務視察調査、  
 第5回 H15. 3 茨城県動物愛護推進計画（案）の決定  
 報告 H15. 4 茨城県知事へ「提言書」を提出（中川委員長）

### 3 計画の概要

#### 策定の趣旨

「人と動物が共生する地域社会」の実現に向けて、県民一人ひとりに動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した飼育方法等を普及するため、県、市町村、関係機関・団体、地域、動物の飼い主や県民等の様々な関係者が担う役割や、今後取り組むべき方向を明確にし、相互に連携しながら推進すべき動物愛護に関する具体的内容を計画として策定する。

#### 位置付け

茨城県長期総合計画の推進にあたって、「ゆたかさを実感できる安全快適な生活環境づくり」を動物の愛護と適正な管理の普及啓発の観点から実現する役割を担う。

#### 計画期間

平成15年度から24年度（10年間）

#### 基本理念

「人と動物が共生する地域社会」の実現

動物が命あるものであることを基本原則に、動物の適正な取り扱いや飼養管理を確保することにより、動物と人のより良い関係づくりを進め、生命尊重、友愛等の情操の涵養を図り、心豊かな社会を実現する。

#### 計画の特徴（具体的目標の設定）

- 1) 計画5カ年後に引取頭数の半減化 平成19年度（目標 8,000頭）
- 2) 捕獲された犬の返還率の向上（平成13年度:1.2% 全国最下位）  
平成24年度（目標 10%）
- 3) 犬及びねこの致死処置頭数「ゼロ」の達成 （究極的な目標）

#### 動物愛護団体等の育成強化と動物愛護推進協議会の設置

動物愛護を担う県民ボランティアの育成と活動を支援するとともに、この計画全体の実行方策等に関する協議と進行管理を行うために、法第22条の規定に基づく動物愛護推進員の活動支援のための協議会機能を併せ持つ「動物愛護推進協議会」を設置。

構成員：県・市・獣医師会・推進員・（法）愛護団体・業界団体の各代表等

#### 学校獣医師及び学校飼育動物支援委員会の設置

「動物ふれあい教室」を発展的に展開させた「学校獣医師」設置モデル事業の実施にあわせ、対象となる各小学校に、学校飼育動物支援委員会（獣医師・学校長等・

P T A又は地域のボランティア等の関係者)を設置し、児童への情操教育の一助とする。

#### 県の動物愛護推進体制の強化

動物指導センターと本庁担当課に動物愛護担当職員を配置する。

#### 4 策定の効果

##### 犬及びねこの引取頭数の減少

H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
16,565 頭	14,584 頭	12,603 頭	9,663 頭	7,887 頭

平成 1 6 年 1 0 月 1 日から引取を有料化(目標値 8,000 頭)

##### 捕獲犬の返還率

H 1 7 年度 1.9 % ホームページで公示するも効果が見られない

#### 5 今後の課題

推進計画が策定されて3年を経過したが、結果をふまえた精査とすでに示してある計画の各論について再検討し、更なる推進を図る必要がある。

動物愛護推進拠点の整備については、策定きっかけの段階で具現化のため予算要求するも認められなかった経緯がある。動物の生死にかかる施設において動物愛護について県民から理解を得ることは容易ではなく、独立した愛護施設の整備が必要。

#### 6 その他(要望)

動物愛護啓発館等の整備については、本県では既存施設の維持管理費や一部の改修工事のみが認められている現状にある。動物愛護及び管理に関する法律第一章総則についての拠点となる専用の施設を国が設置し、人材の育成を支援する。地方自治体に対しては施設整備の補助を要望します。

# 東京都動物愛護推進総合基本計画（ハルスプラン Human and Animal Live Together in Harmony）

## 目的

行政と都民、民間団体等との連携と協力のもとに、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を図ることを目的とする。

## 性格

この計画は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」第3条に基づき、都が策定する動物愛護推進の総合基本計画であり、動物愛護に取り組む都民をはじめ動物愛護団体などの共通指針としての性格を持つ。

## 期間

この計画の期間は、平成15（2003）年度から平成24（2012）年度までの10年間とする。なお、5年後を目途に、その実施状況を踏まえ、評価と見直しをしていく。

## 動物愛護推進の基本的視点

### 都民等との連携と協働の推進

地域における動物愛護の推進を図るため、動物の飼い主だけでなく、幅広い都民との連携と協働を進める。

### 飼い主責務の徹底と情報の提供

飼い主の資質向上と地域住民の動物への理解を図るため、飼い主に適正飼養責務の自覚を促し、動物への理解を深められるよう、的確な情報を提供していく。

### 都民の健康と安全の確保

人と動物との共通感染症の調査を行うとともに、その結果や予防方法について、都民に普及啓発を図る。特定動物の逸走時や非常災害時における動物愛護及び危害防止対策を強化し、都民の健康と安全を守る。

## 施策への取組方針 < 10年後の具体的な数値指標 >

指 標	方向	数値指標 (14年度実績値対比)	14年度実績値
動物致死処分数	減らす	50%	11,322頭
犬・ねこ等の苦情件数	減らす	25%	30,976件
犬の返還・譲渡の割合	増やす	80%	← 73.2%
ねこの返還・譲渡の割合	増やす	3%	← 1.6%

## 具体的施策（30のプラン）

役割分担の明確化と協働体制の整備

### 地域における動物愛護の推進

- プラン：1 都による区市町村に対する事業支援プログラムの提示
- プラン：2 飼い主のいない猫との共生支援事業の普及推進
- プラン：3 適正飼養モデル地区事業の取組
- プラン：4 動物愛護推進員の委嘱と活動推進

### 専門的・広域的施策の拡充

- プラン：5 返還・譲渡の推進
- プラン：6 人材・団体等の育成
- プラン：7 人の健康維持・向上と福祉への積極支援
- プラン：8 動物シェルター機能の充実

適正飼育の推進

### 都民への情報・知識の提供及び支援

- プラン：9 動物への理解の促進
- プラン：10 学校教育機関への啓発指導
- プラン：11 普及啓発媒体の効果的・効率的活用

### 動物取扱業者への対応

- プラン：12 継続指導の実施
- プラン：13 動物取扱業者への監視指導体制の整備と対応の強化
- プラン：14 自主管理の推進
- プラン：15 優良施設認定制度導入の支援
- プラン：16 動物販売時の購入者に対する啓発指導の推進

### 虐待・遺棄防止への取組

- プラン：17 虐待・遺棄防止への取組
- プラン：18 個体管理と所有の明示の普及推進

健康危機管理  
対策の充実

### 人と動物との共通感染症の予防とまん延防止

- プラン：19 動物愛護相談センターの感染症対策拠点整備
- プラン：20 感染症対応マニュアルの整備
- プラン：21 人と動物との共通感染症発生動向監視体制の充実
- プラン：22 人と動物との共通感染症の緊急時対策の体制整備
- プラン：23 情報発信と普及啓発の推進

### 逸走及び危害防止

- プラン：24 逸走及び危害防止に向けた普及啓発の推進
- プラン：25 動物による事故対策の強化
- プラン：26 特定動物等の逸走時緊急マニュアルの整備

### 非常災害時における動物愛護対策

- プラン：27 災害時における動物救援活動マニュアルの整備
- プラン：28 緊急時対応の整備
- プラン：29 行政と獣医師会、動物愛護関係団体等との連携と協力
- プラン：30 災害への備えの普及啓発

## 動物愛護管理法の一部を改正する法律の施行等のあり方 (基本指針についての意見及び要望)

- 1 今回の改正において、環境大臣が定める「基本指針」に即し都道府県が「愛護管理推進計画」を定め、国と地方公共団体が一体となって動物愛護福祉施策を計画的に推進する基本計画制度が創設されたことは画期的なこと。
- 2 「所有者責任」の原則に基づく日本型の動物愛護が国民的理解の下で着実に推進・定着するよう、「基本指針」においては、都道府県が定める「愛護管理推進計画」に特に次の事項を定めるとともに、個別施策については出来る限り数値目標と達成目標年度の明示を求めるよう対応願いたい。
  - (1) 動物愛護の普及・啓発の場として新たに「学校、地域、家庭」が明記された。動物愛護と適正飼養の普及・啓発が効果的に推進されるよう、地方公共団体において動物飼養者及び動物取扱業に対する「所有者責任」意識の徹底と自発的取り組みの普及・啓発に関する事項とともに、すべての都道府県・政令市において動物愛護推進協議会の組織化と動物愛護推進員の委嘱の推進による地域ネットワークの構築に関する事項を定めること
  - (2) 動物取扱業の登録・登録更新制への移行、特定動物の飼養許可制の導入等の新たな規制措置に対応した地方公共団体の許認可、検査・報告事務の確実な執行体制の確保を図るため、動物愛護管理に係る地方公共団体の行政組織及び機能の充実・整備(動物愛護管理センターの計画的整備と動物愛護部局、生活衛生部局及び農林水産部局との連携の推進)に関する事項とともに、動物愛護担当職員として獣医師専門職職員の配置の促進に関する事項を定めること

- ( 3 ) 動物愛護管理法第 9 条においては、地方公共団体の措置として動物の健康及び安全の保持のため必要な措置を条例で定めることができるとされている。これまでの阪神淡路大震災、有珠山噴火災害、三宅島噴火災害、新潟中越地震等の緊急災害時における動物救護の経験等を踏まえ、緊急災害を想定し地域の実情に即した動物救護対策に関する規程を地方公共団体があらかじめ獣医師会、動物愛護団体等と連携して定めておくこと

、「動物愛護管理基本指針（仮称）」の基本的考え方（案）に対する意見

## 2 内容（盛り込むべき事項）

### 動物の愛護

#### 1) 定義及び目的

動物の愛護とは、動物の取扱いに、その生命に対する感謝と畏敬の念を反映させること。「自然資源のWISE USE（賢明・良識的な利用）」の一概念。

その目的は、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること。

#### 意見

動物愛護管理法は、動物福祉、動物保護、動物虐待防止の性格を持って生命を尊重する法律です。

「動物愛護が WISE USE（賢明・良識的な利用）」の一概念。とする文言が突然提示されたが、この法律には全くなじまないと思うし、犬や猫等のペットを自然資源として WISE USE していると認識して飼育する人はいないと思うので、強い違和感を覚えます。先の動物愛護部会での議論を拝聴しても、この文言を提示する根拠が十分説明され、委員の方々が理解し納得されたものとは到底思えませんでした。そのため、混乱を防ぐためにも、この文言を削除してくださる様お願いします。ペット等は、畜産動物ではないから。

家庭動物・展示動物（終生飼養）... エンリッチメント等といったプラス要因の付与が基本

実験動物・畜産動物（非終生飼養）... 苦痛軽減、有効利用等といったマイナス要因の排除が基本  
意見

終生飼養、非終生飼養の動物があることは理解しています。そして、動物愛護管理法には除外規定が設けられていますが、この法律は飼育管理下におかれた動物の全てに対して、生きていた時の福祉と取扱い等について規定しています。終生飼養、非終生飼養のどちらも生存中のエンリッチメントが図られなければなりません。当然のことに、動物の飼養は、飼養の条件が整っていなければ飼うべきではないことは言うまでもありません。動物間の差別を当然であるとするような文言を、ことさら表現する必要はないと思います。将来的に、混乱を招くこの除外規定は削除されると思うからです。

#### 2) 特徴

動物に対して人が抱く意識や感情は、絶対的・固定的なものではなく、人・地域・時代により異なるもの。このため、動物の愛護の基本的考え方は、多様性に富んだ流動的なもの。

#### 意見

この表現は、何でもありにとられかねないので、動物の愛護の基本的考え方は、動物福祉が確保されたうえで多様性に富んだ流動的なもの。としていただきたい。

、指針に組み込んでいただきたいこと

自治体職員の事例に対する対応実態の改善

虐待の定義が不明確なためか、問題事例に対して、それを理由にして不適切・不十分な対応をしてしまうことをなくす。(対応できない逃げ口上をしているために、行政に対する不信や非難を招来している)

虐待事例に対して、指導、命令に反した場合には、自治体自らが告発する。

緊急避難や救命の必要がある緊急事例に対して、即決で救助できる仕組み(対応法)を構築する。多頭飼育等の事例に確実に対応できるための仕組み(条例等)を制定し、対応マニュアルを作成し、確実に対応する。

すでに国際的に認知されている5つの自由を判断の参考にする。

自治体と自治体警察との連携強化を図る

の問題等に対して、早期に警察と協同して取り組むことで、動物愛護管理法の周知を図り、それによって違反の防止と違反者の検挙等早期に対応できる。

警察が、動物愛護管理法の実態を早期に理解し、警察自らが事例に対して対応し、犯罪の防止に努めていただきたい。

自治体、獣医師会、動物愛護団体の連携と協調(協議会)のグレードアップを図る。

自治体の動物保護収容施設の運用に動物愛護団体・個人の協力を得て、殺処分数を減らし、動物のリホーム率の向上に資すること。(民間の動物保護収容施設が殆どない状況から、民間パワーを活用する第三セクター化を目指す)

人の福祉関係とも協議して、高齢者が飼育する動物に対応できるシステムを作る。

飼い主教育、犬のしつけ方教室、講演会、動物との触れ合い(AAT、AAA、AAE)等のイベント等を協同開催する。

動物愛護団体の育成を正面から取り組む。

緊急災害時の対応

警察、消防、赤十字、人の福祉関係とともに協議会を作り対応策を講じること。

動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)が改正され6月から施行されますが、改正されたことを国民が分かるようにしていただければ幸いです。